

消費税集計表・一般課税の書き方

消費税の確定申告（一般課税）が必要な方は、売上と経費について「消費税のかかるもの」「消費税のかからないもの」「税率8%のもの」「税率10%のもの」「インボイスのないもの」をそれぞれ集計して下さい。

科 目	1/1～12/31の額 又は 登録日～12/31の額※	消費税の かからないもの	消費税のかかるもの		内10/1以降でインボイスのないもの	
			税率8%	税率10%	税率8%	税率10%
売上（収入）金額 （雑収入を含む）①						
売上 期前商品期卸高②						
仕入金額③						
小計④						下記②参照。
原 期末商品期卸高⑤						
差 引						
租 税						
差 引						
租 税						
差 引						
荷 造						
運 賃⑨						
水 道						
光 熱 費⑩						

① 消費税のかからないもの（一例）

収 入	
商品券やビール券等を販売したことによる売り上げ。	
居住用で貸し付けている家賃収入や礼金収入。	
給付金や助成金、補助金等。	
租 税 公 課	・ 固定資産税、事業税、消費税等の税金、組合費等。
接 待 交 際 費	・ 慶弔費等現金を直接渡したものの。
福 利 厚 生 費	・ 社会保険料や傷害保険等。
車 両 関 係 費	・ 自動車税や自賠責保険等。
地 代 家 賃	・ 自宅兼事務所等で契約が住宅のもの。
支 払 手 数 料	・ クレジットカード会社に支払う手数料。 (消費税のかかる手数料もあります。詳しくはカード会社へご確認下さい。)
諸 会 費	・ 組合費、申告会費等。

② 軽減税率8%対象のもの（一例）

収 入	
飲食料品の売上。ただし酒の販売や外食（店内飲食）を除きます。食品の小売、テイクアウト、出前等が飲食料品の売上に該当します。	
仕 入	・ 酒を除く飲食料品。
接 待 交 際 費	・ お中元お歳暮等で購入した酒を除く飲食料品。
新 聞 図 書 費	・ 定期購読契約の新聞。ただし電子版、店頭購入は除きます。

③ インボイスの発行がなくともインボイスがあるものとして取り扱うもの

- ・ 一取引税込1万円未満の経費（令和11年9月末まで）
- ・ 一取引税込3万円未満の公共交通機関の利用
- ・ 一取引税込3万円未満の自販機等での購入
- ・ 入場券等、使用の際に回収されるもの
- ・ 郵便ポストに投函する郵便
- ・ 従業員の交通費、出張旅費等 など

消費税集計表・簡易課税の書き方

消費税の確定申告（簡易課税）が必要な方は、売上について「消費税のかかるもの」「消費税のかからないもの」「税率8%のもの」「税率10%のもの」を業種区分ごとに集計します。

消費税集計表・簡易課税（事業所得用）

売上（収入）金額 （雑収入を含む）	1/1～12/31の額 又は 登録日～12/31の額※	消費税の かからないもの	消費税のかかるもの	
			税率8%	税率10%
内 訳				
第一種事業				
第二種事業				

消費税集計表・簡易課税（不動産所得用）

賃貸収入金額等 （礼金・更新料収入等を含む）	1/1～12/31の額 又は 登録日～12/31の額※	消費税の かからないもの	消費税のかかるもの	
			税率8%	税率10%
内 訳				
賃貸収入（礼金・更新料を含む）				
自動販売機収入・その他収入				

① 消費税のかからない収入（一例）

- ・ 商品券やビール券等を販売したことによる売り上げ。
- ・ 居住用で貸し付けている家賃収入や礼金収入、土地の貸付による地代収入。（駐車場は除きます。）
- ・ 給付金や助成金、補助金等。

② 軽減税率8%対象の収入（一例）

- ・ 飲食料品の売上。ただし酒の販売や外食（店内飲食）を除きます。（食品の小売、テイクアウト、出前等）
- ・ 自分で商品を仕入れている自動販売機収入。（設置料の収入は10%になります。）

③ 業種の区分（簡便的な表記です。※は業態で区分が変わる場合があります。詳細はお問い合わせ下さい。）

第一種事業	卸売業（商品の形状等を変更しないで他の事業者に販売）
第二種事業	小売業（商品の形状等を変更しないで消費者に販売）
第三種事業	農業※、林業※、漁業※、工業、建設業、製造業（製造小売業）等
第四種事業	第一種～第三種及び第五、第六種以外の事業（飲食店業等）、固定資産の売却
第五種事業	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）、金融業、保険業
第六種事業	不動産貸付業